

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負の契約締結に当たり、極端な低価格による受注を防止するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 最低制限価格制度

競争入札による請負契約を締結しようとする場合において、予定価格以下の価格で第4条に規定する最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする制度をいう。

(2) 直接工事費

工事目的物を造るために直接必要とする費用をいう。

(3) 共通仮設費

各工事種目に共通の仮設に要する費用をいう。

(4) 現場管理費

工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用をいう。

(5) 一般管理費

工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用をいう。

(6) 機器単体費

空調機器、発電機その他の機器の製作工場において機能及び性能の確認がなされ、かつ、施工現場等において加工等を必要としない機器を調達するのに要する費用をいう。

(対象工事)

第3条 この要綱の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、競争入札に付する工事で、予定価格が200万円を超え1,000万円未満のもので、次の各号に掲げる工事を除いたものとする。

(1) 土木系工事（土木等一般工事をいう。以下同じ。）のうち、土木系機械設備工事又は土木系電気設備工事

(2) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事をいう。以下同じ。）

のうち、営繕系機械設備工事又は営繕系電気設備工事で直接工事費に占める機器単体費の割合が10分の3以上の工事

(3) 土木系工事又は営繕系工事に係る解体工事

(4) 総合評価競争入札により執行する建設工事

(最低制限価格)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、最低制限価格設定書により算出した当該各号に定める額とする。

(1) 土木系工事

「直接工事費の10分の10＋共通仮設費の10分の9＋現場管理費の10分の9＋一般管理費の10分の7」（各費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）から千円未満を切り捨てた価格とする。

(2) 営繕系工事

「直接工事費の10分の10＋共通仮設費の10分の9＋現場管理費の10分の9＋一般管理費の10分の7」（各費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）から千円未満を切り捨てた価格とする。

(3) 前号の直接工事費の額は、第2条第2号に規定する直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、前号の現場管理費の額は、第2条第4号に規定する現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。この場合において、現場管理費相当額は、次によるものとする。

ア イを除く工事

直接工事費に10分の1を乗じた額（小数点以下切捨て）

イ 工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じた額（小数点以下切捨て）

(落札者の決定等)

第5条 最低制限価格を設定したときは、この価格を下回る入札は、当該契約の内容に適合した履行がされないもの又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すものとみなし、不落札とし、予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格をもって応札した者のうち、最低の価格で入札をしたものを落札者とする。

(最低制限価格の周知)

第6条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低

制限価格が設定されていることを周知するものとする。

2 最低制限価格の計算式は、当該契約締結後に公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱の運用に関する詳細事項については、要領で定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後に最低制限価格を設定する工事から適用し、同日前に指名通知した工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年5月15日要綱第59号)

この要綱は、平成26年6月1日から施行し、改正後の周南市建設工事最低制限価格制度事務取扱要綱の規定は、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。

附 則 (平成27年2月27日要綱第16号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の周南市建設工事最低制限価格制度事務取扱要綱の規定は、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。

附 則 (平成27年10月23日要綱第115号)

この要綱は、平成27年10月26日から施行し、改正後の周南市建設工事最低制限価格制度事務取扱要綱の規定は、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。

附 則 (平成30年3月19日要綱第16号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月19日要綱第72号)

この要綱は、令和4年5月1日から施行し、改正後の周南市建設工事最低制限価格制度事務取扱要綱の規定は、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。

附 則 (令和7年3月31日要綱第61号)

1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

2 この要綱による改正後の周南市建設工事最低制限価格制度事務取扱要綱の規定は、令和7年4月1日以後に契約の事前承認を行う契約について適用し、令和7年3月31日以前に契約の事前承認を行った契約については、なお従前の例による。